

平成20年4月1日
経済産業省

株式会社マクロウェアによる補助金の不正受給に対する措置について

当省の研究開発補助事業において、平成17、18年度東北経済産業局から補助金の交付を受けた株式会社マクロウェアに虚偽報告による補助金の不正受給の事実が認められたため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）に基づき交付決定の取り消し及び補助金返還請求等の措置を講じることとする。

1. 経緯

株式会社マクロウェア（関根 博文代表取締役、本社：福島県須賀川市）は、経済産業省から地域新規産業創造技術開発費補助金（注）の交付を受けていたところ。

東北経済産業局では、昨年3月以降同社に対する立入検査等事実関係の調査を実施したところ、補助金適正化法違反が認められたことから、本日付けで補助金の交付決定の一部取消し、並びに取消しに係る補助金の返還及び加算金の納付を命令するとともに、同社に対する処分を行うこととした。

（注）：東北経済産業局は、株式会社マクロウェアに対し、「心臓カテーテル電気生理学的検査治療のシミュレーションシステムの開発」に関して「地域新規産業創造技術開発費補助金」を平成18年4月25日（48,217,000円）及び平成19年4月25日（2,833,000円）に交付。

2. 調査結果

調査の結果、補助事業の成果は確認できたものの、以下の各経費においてそれぞれ過大請求が認められた。

- （1）労務費：業務日誌の改ざん・ねつ造が行われ従事実績が確認できない。
- （2）外注費：外注先を利用した水増し請求が行われた。
- （3）諸経費のうち旅費：出張実績が確認できない。

3. 措置の概要

以上の事実関係を踏まえ、本日付けで以下の措置を実施。

（1）過大請求の返還

同社に対し、補助金適正化法第17条第1項に基づき、上記補助金の交付決定の一部取消し並びに取消しに係る補助金の返還（47,471,000円）及び加算金（年10.95%）の納付命令を発した。

（2）補助金交付等の停止措置

当省内規に基づき、本日より同社への補助金及び委託費の交付を停止(18 ヶ月間)及び競争入札における指名停止(8 ヶ月間)を行う。

(3) 当省としての再発防止措置

当省としましては、引き続き、再発防止に向けた最大限の努力をして参ります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 地域経済産業グループ 地域技術課 阿部、大澤

電話:03-3501-8794(直通)